

公立大学法人滋賀県立大学個人情報の保護等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、次に定めるもののほか、法第2条の定めるところによる。

- (1) 教職員等 本法人の役員、教職員および非常勤職員等本法人に勤務するものをいう。
- (2) 部局 各研究院、本法人学則第3条から第6条および公立大学法人滋賀県立大学事務局規則第2条に規定する組織をいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 本法人に総括保護管理者を置くこととし、副理事長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、本法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 個人情報を取り扱う部局に保護管理者を置くこととし、当該部局の長またはこれに代わる者をもって充てる。

- 2 保護管理者は当該部局における個人情報の適切な管理を行う。個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は当該情報管理システムの管理者と連携して、その任にあたる。

(保護担当者)

第5条 個人情報を取り扱う部局に、当該保護管理者が指定する保護担当者を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部局における個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 本法人における個人情報の適正な管理を監査するため、保護監査責任者を置き、内部監査室長をもって充てる。

(個人情報の適切な管理のための調整会議)

第7条 総括保護管理者は、個人情報の管理にかかる重要事項の決定、連絡・調整等を行うために必要があると認めるときは、関係教職員等を構成員とする調整会議を開催することができる。

第3章 教育研修

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する教職員等（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 保護管理者は、所属内の教職員等に対し、個人情報等の適切な管理のために、前2項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 教職員等の責務

(教職員等の責務)

第9条 教職員等は、関連法令および規程等を遵守するとともに、総括保護管理者、保護管理者および保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

2 教職員等または教職員等であった者は、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。

第5章 個人情報等の取扱い

(利用目的の特定)

第10条 教職員等は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 教職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)

第11条 教職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的に達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱つてはならない。

2 教職員等は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継の前ににおける当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱つてはならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 教職員等が、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不當に侵害するおそれがある場

合を除く。)。

- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第12条 教職員等は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第13条 教職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 教職員等は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならない。

（1）法令に基づく場合

- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- （5）教職員等が、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- （6）学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（教職員等と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- （7）当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法施行規則」という。）で定める者により公開されている場合

- （8）その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令第9条で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第14条 教職員等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

- 2 教職員等は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この

限りでない。

- 3 教職員等は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

- 第15条 個人データを取り扱う教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 2 教職員等は、取り扱う個人データの内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(安全管理措置)

- 第16条 保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 2 保護管理者は、教職員等に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう当該教職員等に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。
 - 3 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データの利用、保管、持ち運び等の移動その他の取扱いの状況について教職員に記録させるものとする。

(物理的安全管理措置)

- 第17条 保護管理者は、個人データを取り扱う事務室等への入退室者の管理、個人データの盗難の防止などの措置を講じるものとする。
- 2 個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため、教職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データ等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、保護管理者が必要あると認めるときは、施錠等を行う。
 - 3 教職員等は、個人データが記録された電子媒体または書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じる。

(技術的安全管理措置)

- 第18条 情報システムからの漏えい等の防止等の個人データに対する技術的な安全管理措置については、別に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

(複製等の制限)

- 第19条 教職員等が、業務上の目的で個人データ等を取り扱う場合であっても、保護管理

者は、次に掲げる行為については、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、教職員等は、保護管理者の指示に従い適切に行う。

- (1) 個人データ等の複製
- (2) 個人データ等の送信
- (3) 個人データ等が記録されている媒体の外部への送付または持ち出し
- (4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(廃棄等)

第20条 教職員等は、個人データまたは個人データ等が記録されている媒体（端末およびサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データ等の復元または判読が不可能な方法により当該情報の消去または当該媒体の廃棄を行う。

(漏えいの等報告等)

第21条 個人データ等の漏えい、滅失または毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生または兆候を把握した場合および事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実または兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案または問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した教職員等は、直ちに当該個人データ等を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、事案発生の未然防止、被害の拡大防止または復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。
- 3 保護管理者は、事案の内容、発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、情報漏えい等の事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 5 本法人は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利害を害するおそれが大きいものとして法施行規則第7条で定めるものが生じたときには、同規則第8条で定めるところにより、個人情報保護委員会等に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、本法人は、本人に対し、当該事態の状況に応じ速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において本人に通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 7 保護管理者は、事案の内容等に応じて、速やかに事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じ、総括保護管理者に措置の内容、結果等を報告する。

(公表等)

第22条 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係および再発防止策の公表、当該事案に係る個人データ等の本人への対応等の措置を講ずる。なお、公表を行う事案については公表前に、理事長に公表しようとする内容等を報告する。

- 2 本法人において保護管理者が前条第3項、第7項および前項の規定に基づく報告をしたときは、当該報告の内容を県民情報室長に通知する。

(外的環境の把握)

第23条 本法人が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(委託先の監督)

第24条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部または一部を外部業者等に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の監督のため、委託をしようとする者の選定に当たっては、その者の業務管理体制、関係規程等の整備の状況等、個人データの管理能力の確認を行う等の必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて個人データを取り扱う場所の実地の確認等をすることにより、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。
- 3 本法人は、委託先に対し、管理体制および実施体制ならびに個人情報の管理状況について必要に応じて監査等を行うものとする。
- 4 第2項の規定は、本法人から個人データの取扱いに係る業務の委託を受けた者が受託した業務を他の者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする場合について準用する。
- 5 本法人は、前項の場合において、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容およびその量等に応じて、委託先を通じてまたは自ら第2項の措置を講ずるものとする。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 本法人は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人データの漏えい、滅失または毀損を防止するため、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除し、または別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(第三者提供の制限)

第25条 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が、学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 本法人と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に、本法人が当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術

研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

- 2 本法人は、法第27条第2項の規定により個人データを第三者に提供しようとするときは、当該個人データに係る取扱担当者に同項および法施行規則第11条の手続を行わせるとともに、個人情報保護委員会へ届け出なければならない。
- 3 前項の届出を行ったときには、個人情報保護委員会に届出を行った旨を、保護管理者を通じて前項により個人データを第三者に提供しようとしている取扱担当者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により届け出た事項に変更が生じるときは同項による提供を停止するときは、法施行規則第11条に定めるところにより、前2項と同様に必要な手続を行うとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 本法人は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所または法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的または当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第26条 本法人は、外国(個人情報の保護に関する制度を有している外国として法施行規則第15条第1項で定めるものを除く。以下この条および第29条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合において、同条(第1項を除く。)の規定は適用しない。
- 2 本法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
 - 3 本法人は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、法施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第27条 本法人は、個人データを第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条および次条(第25条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同

じ。)に提供したときは、法施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他法施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第25条第1項各号または第5項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第25条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 2 本法人は、前項の記録を当該記録を作成した日から法施行規則第21条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第28条 本法人は、教職員等が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第25条第1項各号または第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本法人は、前項の規定による確認を行ったときは、法施行規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法施行規則第25条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第29条 本法人は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第25条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、保護管理者があらかじめ法施行規則第26条で定めるところにより確認することを経ないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が本法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法施行規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第26条第3項の規定は、前項の規定により教職員等が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項および第3項の規定は、第1項の規定により保護管理者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第30条 本法人は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができ

ないようにするために必要なものとして法施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 本法人は、取扱担当者が仮名加工情報を作成したときまたは仮名加工情報および当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条および次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして法施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本法人は、第11条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第10条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第14条の規定の適用については、同条第1項および第3項中「、本人に通知し、または公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、または公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 本法人は、仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データおよび削除情報等（保有個人情報に該当しないものに限る。）を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第15条の規定は適用しない。
- 6 本法人は、第25条第1項および第26条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第25条第5項中「前各項」とあるのは「第30条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第28条第1項ただし書中「第25条第1項各号または第5項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第25条第1項各号のいずれか）」とあり、および第28条第1項ただし書中「第25条第1項各号または第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合または第25条第5項各号のいずれか」とする。
- 7 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話、郵便若しくは信書便、電報その他の法第41条第8項で掲げる方法を用いるため、または住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報および仮名加工情報である個人データについては、第10条第2項および第21条の規定は適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第31条 本法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項および第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第25条第5項および第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「第31条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に

置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

- 3 第16条、第23条ならびに前条第7項および第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者に仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第16条中「漏えい、滅失または毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、または」と読み替えるものとする

(学術研究機関等の責務)

第32条 本法人は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法およびこの規程の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じなければならない。

- 2 必要に応じて前項の措置の内容は公表するよう努めるものとする。

第6章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第33条 本法人は、保有する個人情報ファイル（法第74条第2項各号に掲げるものおよび法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）について、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号および第10号に掲げる事項その他政令第21条第6項で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

- 2 本法人は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を修正するものとする。
- 3 本法人は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときまたはその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく当該個人情報ファイルについての記載を削除するものとする。

第7章 開示、訂正および利用停止

(開示、訂正および利用停止の取扱い)

第34条 開示、訂正および利用停止に関してこの章に定めるもののほかは、法律第5章第4節で定めるところによる。

(開示請求書)

第35条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（別記様式第1号）により行うものとする。

(開示決定通知書等)

第36条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を開示する旨の決定保有個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）
(2) 一部を開示する旨の決定保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第3号）
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第37条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（開示決定等期限特例通知書）

第38条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（開示請求事案移送書）

第39条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第40条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合も含む。）の規定による通知は、反対意見に係る保有個人情報開示決定に係る通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第41条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、理事長が適当と認める方法により行うものとする。

(1)光ディスク当該光ディスクを理事長が保有する機器により再生したものの聴取もしくは視聴または光ディスクに複写した物の交付
(2)その他の電磁的記録次に掲げる方法で理事長が保有する機器およびプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付
イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあっては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

（開示実施方法等申出書）

第42条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記様式第12号）により行うものとする。

（費用の負担）

第43条 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 法第89条第7項の地方独立行政法人の定める額は、零円とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第44条 政令第28条第5項の規定による送付に要する費用の納付は、郵便切手により行うものとする。ただし、これにより難いときはその他理事長が定める方法により納付するものとする。

(訂正請求書)

第45条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第13号）により行うものとする。

(訂正決定通知書等)

第46条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を訂正する旨の決定保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第14号）
 - (2) 一部を訂正する旨の決定保有個人情報一部訂正決定通知書（別記様式第15号）
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第47条 法第94条第2項に規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記様式第17号）により行うものとする。

(訂正決定等期限特例通知書)

第48条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

(訂正請求事案移送書)

第49条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記様式第19号）により行うものとする。

- 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

(利用停止請求書)

第50条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第21号）により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第51条 法第101条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を利用停止する旨の決定保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第22号）
 - (2) 一部を利用停止する旨の決定保有個人情報一部利用停止決定通知書（別記様式第23号）
- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記様式第24号）により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第52条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第25号）により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例通知書)

第53条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書（別記様式第26号）により行うものとする。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書)

第54条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定による通知は、公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

第8章 匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の作成および提供等)

第55条 本法人は、法109条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成することができる。

- 2 本法人は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）
 - (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、または提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等および個人識別符号をいう。

(提案の募集等)

第56条 本法人は、法施行規則第53条に定めるところにより、本法人が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第110条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について提案を募集することができる。

- 2 提案の審査等については、法第114条で定めるところにより行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第57条 本法人は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないようにおよびその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法施行規則第62条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第58条 本法人は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に法117条で定める事項を記載しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第59条 法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額は、理事長の定めるところにより21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
 - 2 法第118条第2項において準用する法第115条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、理事長の定めるところにより、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により本法人と当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本法人と当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第60条 本法人は、法第115条の規定により本法人と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 法第113条各号（法第118条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第61条 教職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 本法人は、行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等および個人識別符号ならびに第57条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条および次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために法施行規則第65条に基づき必要な措置を講じるものとする。

- 3 前2項の規定は、本法人から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第62条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する教職員等もしくはこれらの職にあった者または前条第3項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第63条 本法人は、匿名加工情報（法第60条第3項に定める行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、法施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表とともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 本法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 本法人は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして法施行規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 4 前2項の規定は、本法人から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する

第9章 監査および点検の実施

(監査)

- 第64条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、本法人における個人情報等の管理の状況について、定期におよび必要に応じ隨時に監査（外部監査の委託を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

- 第65条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期におよび必要に応じ隨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価および見直し)

- 第66条 総括保護管理者、保護管理者等は、保有個人情報等の適切な管理のための措置については、監査または点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第10章 雜則

(苦情の処理)

- 第67条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を事務局総務課に置く。

(雑則)

第68条 この規程に定めるもののほか、個人情報等に関する事務の取扱い等については、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式第2号、別記様式第11号および別記様式第19号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年3月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。